

5 地域で支える幼児教育の推進

子どもの健やかな育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育て支援、保健医療などさまざまな関係機関が連携して、総合的な幼児教育・保育の取組を推進し、県全体として各種施策等の展開をめざします。

また、県内の市町村において進みつつある地域の実情に応じた幼児教育・保育の取組を支援するとともに、鳥取の恵まれた自然・文化などの地域資源の活用や地域の人との交流を通して、ふるさとに愛着を持った「遊びきる子ども」の育成をめざします。

地域の人々が、子どもや幼稚園・保育所・認定こども園に関心を持ち、かかわっていくことは、地域と幼稚園・保育所・認定こども園との結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる取組を活性化することにつながります。

基本方針（1）幼児教育関係組織の連携

目標① 連携体制の整備

県及び市町村における幼児教育関係組織の連携体制を整備します。

【推進のための具体的な取組】

【県】

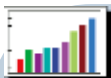
- 本プログラムの進捗状況の把握や評価・改善
- 幼稚園・保育所・認定こども園などの行政窓口の一本化に向けた検討
- 県・市町村関係課、市町村間の連絡調整
- 市町村における担当部署の一元化への支援

【設置者】

- 私立幼稚園の担当部局を明確にし、指導体制を整えましょう。[資料1](#)
- 幼稚園・保育所・認定こども園などの窓口を一本化しましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 地域の関係機関と連携を進めましょう。
 - ・幼稚園 ・保育所 ・認定こども園 ・小中学校 ・高等学校 ・特別支援学校
 - ・専門機関 ・公民館 ・行政機関 ・医療機関 など



資料 1

【幼稚園設置状況と行政窓口】

(平成24年5月1日現在)

市町名	公私の別	行政窓口
鳥取市	公立・私立両方設置	その他
倉吉市	私立のみ設置	首長部局
米子市	私立のみ設置	首長部局
境港市	私立のみ設置	首長部局
若桜町	私立のみ設置	教育委員会
湯梨浜町	公立のみ設置	首長部局
北栄町	公立のみ設置	教育委員会



【保育所の行政窓口】

(平成24年5月1日現在)

	市町村数	割合 (%)
教育委員会	5	26.3
首長部局	14	73.7

保育所を教育委員会が所管することにより、総合的・系統的な指導体制を整備している市町村もあります。

「幼児教育実態調査」
(平成24年9月文部科学省) より

施策

幼児教育関係者による意見交換

鳥取県幼児教育振興プログラムの進捗状況を的確に把握するとともに、施策が効果的に実施できるよう地域の幼児教育関係者や県関係課による意見交換の機会を設定します。

幼児教育関係者による意見交換

【内容】

- ・幼稚園・保育所・小学校等の幼児教育関係者による意見交換
- ・幼児教育振興プログラムの進捗状況について確認



【構成】

- ・幼稚園・保育所等の設置者の代表
- ・幼稚園・保育所・小学校等の代表
- ・学識経験者 等

県組織における意見交換

【内容】

- ・県の幼児教育関係課による意見交換
- ・幼児教育振興プログラムに基づいた施策の効果的な実施状況や新たな課題について協議



基本方針（１）幼児教育関係組織の連携

目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定

市町村では、地域の実情や課題を踏まえた幼児教育の振興に関するプログラムを策定・改訂することなどにより、幼児教育の充実に関する施策を効果的に推進するように努めます。資料2

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 市町村への幼児教育の振興に関する政策プログラム（＊）の策定に必要な情報や資料の提供及び指導助言
- 本プログラムの周知・活用
- 市町村の幼児教育関係職員を支援するための研修会等の開催

【設置者】

- 幼児教育に関する政策プログラムを策定し、具体的な取組を推進しましょう。
- 幼児教育の充実に向けた取組に関する保護者や地域住民などとの意見交換会などを開催しましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 県の振興プログラムや市町村の幼児教育に関する政策プログラムを参考にして、園経営の充実を図りましょう。

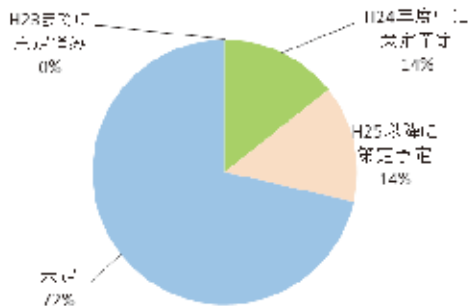
* 幼児教育の振興に関する政策プログラム・・・各地方公共団体策定の総合的な行政実施計画の中で「幼稚園（幼児）教育振興のための施策プラン（事業）」



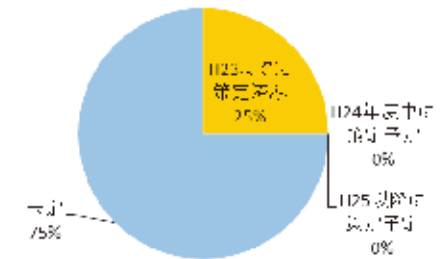
【幼児教育に関する政策プログラムの策定状況】

	県	幼稚園設置市町村	幼稚園未設置市町村
H23までに策定済み	1	0	3
H24年度中に策定予定	—	1	0
H25以降に策定予定	—	1	0
未定（「策定しない」を含む）	—	5	9

幼稚園設置市町村



幼稚園未設置市町村



幼稚園が設置されている7市町村のうち、平成23年度までに策定した市町村はありません。幼稚園が設置されていない12市町村のうち、平成23年度までの策定済みは3市町村となっています。

具体的な取組の推進が求められます。

「幼児教育実態調査」（平成24年9月文部科学省）より

施策

「幼児教育を語る会」

幼稚園・保育所などの関係者、保護者、小学校教員、行政関係者、地域住民などが、幼児教育の充実に向けて意見交換をする機会を設定します。地域の課題を共有して課題解決の方法等を探り、共通実践につなげることができます。



全町（4保育所・3小学校）の保育所職員、小学校教員、行政関係者が、保育実践をもとに、幼児教育の充実に向けて研究協議を行いました。



「子どもの明日を語る会」兼「家庭教育推進協議会」では、町の子どもたちの状況をもとに、学校教育と家庭教育とのかかわりや課題について意見交換をしました。

基本方針（２）幼保一体化など新たな課題への対応

目標① 幼稚園・保育所・認定こども園の連携推進

教員・保育士等が相互に幼児教育・保育について理解を深め、子どもの豊かな経験や学びにつながるよう、幼稚園と保育所、認定こども園の連携推進に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 研修会の開催
 - ・幼稚園・保育所・認定こども園教職員の相互理解の場の提供
 - ・専任指導主事・保育専門員による研修支援
- 行政情報の提供や好事例の紹介

【設置者】

- 園運営、幼児教育・保育内容等の改善・充実に関する合同研修会を開催しましょう。
- 幼稚園・保育所・認定こども園教職員の相互理解の場を設けましょう。
- 幼稚園・保育所・認定こども園などの窓口を一本化しましょう。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の人事交流を進めましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

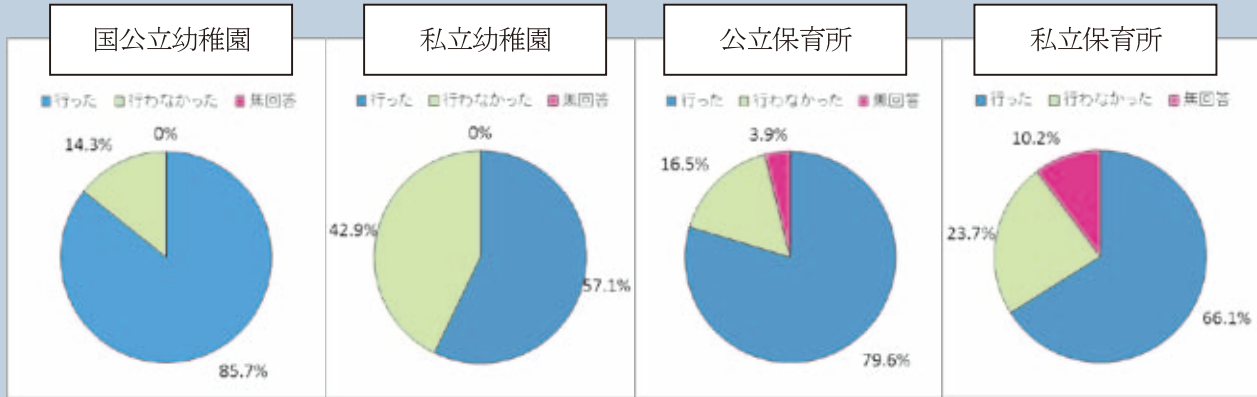
- 地域の幼稚園・保育所・認定こども園と連携して、相互の保育参観や合同研修会等に参加し他園のよい実践に学びましょう。[資料3](#)
 - ・幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修
 - ・幼稚園教員・保育士の合同研修会
 - ・子ども同士の交流活動



資料 3

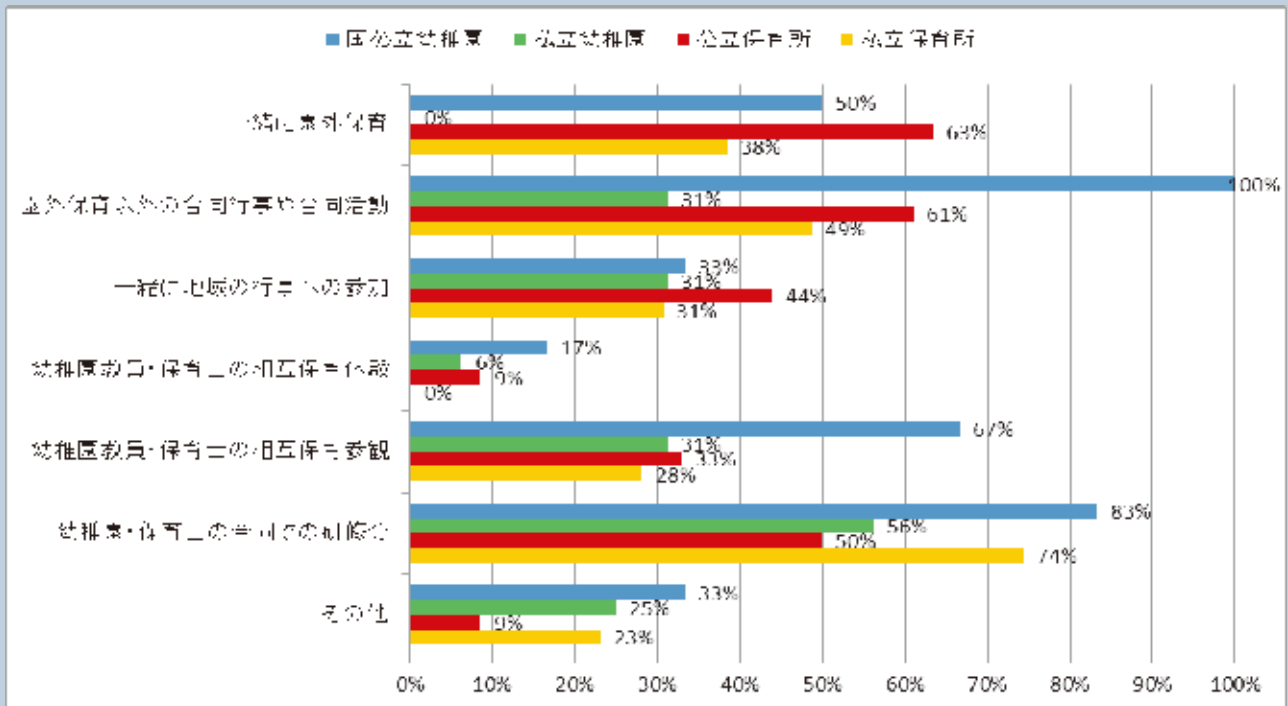
【幼稚園と保育所の交流について】

(1) 他の園との交流



公立の幼稚園・保育所の他園と交流している割合が高くなっています。

(2) 行った交流内容 (該当するものすべてに○)



幼稚園教員・保育士の相互保育参観や合同研修の割合は高くなっていますが、相互保育体験の実施はあまり行われていません。

「鳥取県幼児教育調査」(平成24年5月)より

基本方針（２） 幼保一体化など新たな課題への対応

目標② 認定こども園の充実

地域のニーズに応じた認定こども園制度の周知に努めるとともに、教員・保育士等の研修の充実を図り、認定こども園の質の確保・向上に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 認定こども園制度の周知
- 認定こども園関係者の資質向上に関する研修会の開催
- 子ども・子育て支援新制度の周知
- 行政情報の提供や好事例の紹介

【設置者】

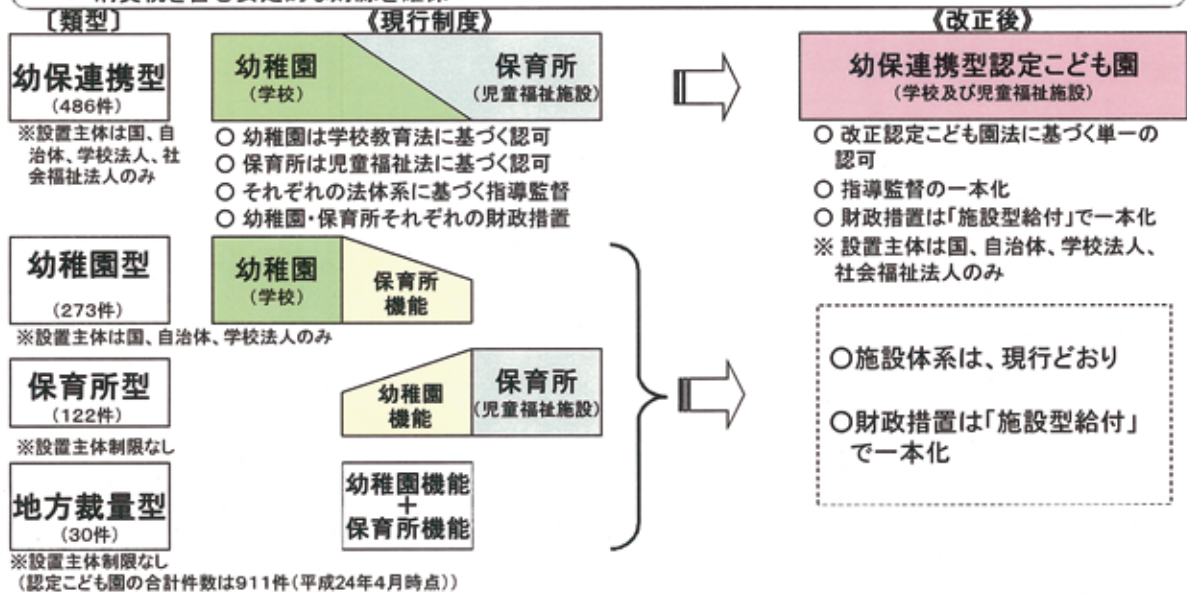
- 認定こども園制度の理解のための研修会を開催しましょう。
- 行政情報の提供や好事例の紹介に努めましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 認定こども園の特徴やよさを生かした教育・保育課程や指導計画を作成しましょう。
- 地域の実態に応じた子育て支援を進めましょう。

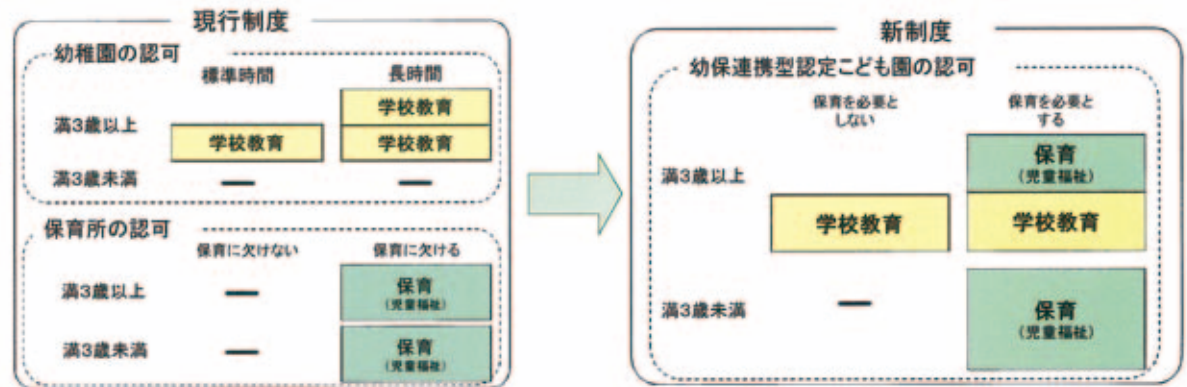
認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
 - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
 - イ 保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）



認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」を創設。（新たな「幼保連携型認定こども園」が生まれます。）

「子ども・子育て関連3法について」（平成24年9月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）より

<http://www.8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/pdf/s-koufu.pdf>

基本方針（3）地域に支えられた園づくりの推進

目標① 地域資源の活用

地域の自然に触れたり、地域の人々と交流したり、地域の施設を活用したりするなど、地域との連携を図る取組を推進します。資料4・資料5

【推進のための具体的な取組】

【県】

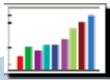
- 県内の地域資源に関する情報収集、情報提供
- 専任指導主事・保育専門員による園内研修の支援

【設置者】

- 地域人材活用の支援体制を作りましょう。
- 地域資源に関する情報収集や情報提供に努めましょう。

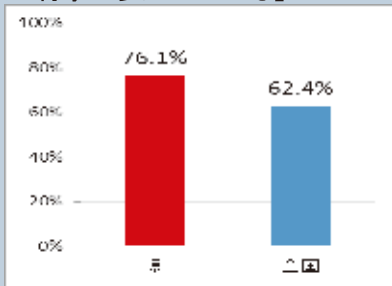
【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 地域資源を積極的に活用しましょう。
 - ・ふるさとの山、川などの自然の中での体験活動の実施
 - ・地域に伝わる民話、わらべうた、各種行事など伝統文化と触れ合う体験活動の実施
 - ・地域体験マップや人材バンクなどの作成
- 公園・図書館・児童館・スポーツ施設などを積極的に活用しましょう。
- 高齢者や福祉施設などとの交流を進めましょう。
- 中学生・高校生の保育体験の受入れを進めましょう。

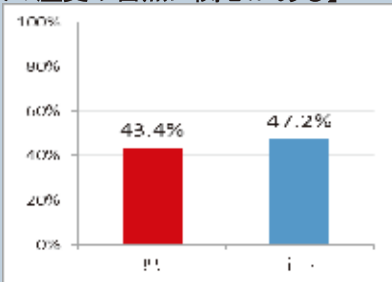


資料4

【地域の行事に参加している】



【地域の歴史や自然に関心がある】



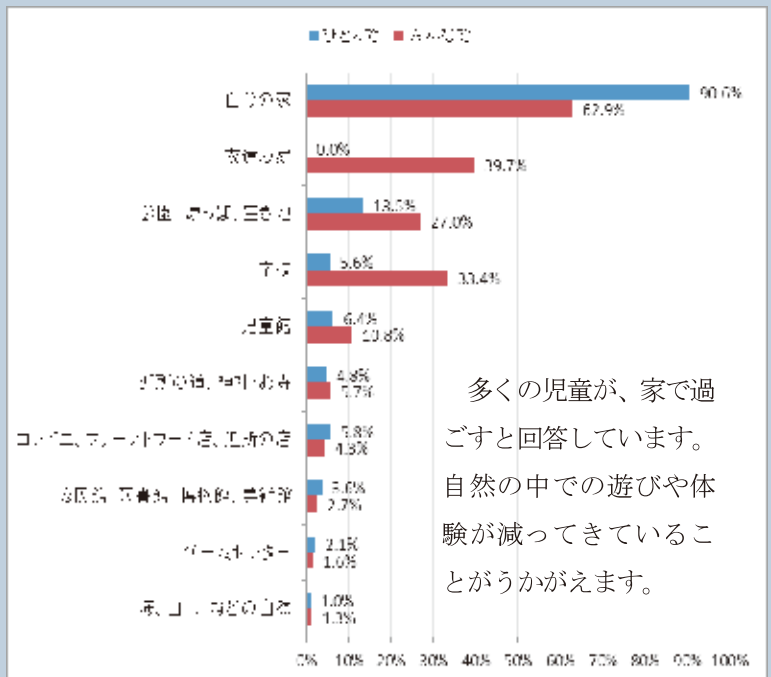
全国に比べると、多くの児童が地域の行事に参加していますが、地域の歴史や自然への関心が低いことがうかがえます。

「平成21年度全国学力・学習状況調査」

小学校質問紙調査結果より

資料5

【小学生がある日の放課後、一人で過ごす場所、みんなで過ごす場所】
(それぞれに関して、多いものを3つまで選択)



多くの児童が、家で過ごすとして回答しています。自然の中での遊びや体験が減ってきていることがうかがえます。

文部科学省委託調査「地域の教育力に関する実態調査」報告

(平成18年3月) より

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2

/003/siryou/06032317/002.htm



地域資源を活用した取組



～近くの魚市場に出かける～



～地域の人に
しめ縄作りを教わる～



～保育体験をする中学生に
絵本を読んでもらう～

POINT

地域の実情に応じて、幼児の心を揺さぶるような豊かな体験が得られる機会を積極的に設けたり、公園や児童館等の施設や地域の多様な人材を積極的に活用したりすることが必要です。

地域で支える幼児教育の推進